

戸田市身体障害者等の補装具費の支給に係る利用者負担額に対する助成  
実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者等の補装具費の支給に係る利用者負担額（以下「利用者負担額」という。）についてこれらを助成し、身体障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

**第2条 利用者負担額の助成を受けることができる者は、市が援護の実施者となる、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第76条に規定する補装具費の支給を受けている者とする。**

(助成金)

第3条 前条に規定する対象者に、法第76条による補装具費の支給に係る利用者負担額として算出された金額を助成するものとする。

(助成金の交付申請)

第4条 利用者負担額の助成を受けようとする者は、戸田市身体障害者等の補装具費の支給に係る利用者負担額に対する助成金交付申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

(助成金の交付決定等)

**第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは速やかに審査し、申請者に、戸田市身体障害者等の補装具費の支給に係る利用者負担額に対する助成決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。**

2 前条の申請に対する却下の通知は、戸田市身体障害者等の補装具費の支給に係る利用者負担額に対する助成却下決定通知書（第3号様式）により行うものとする。

(助成金交付の方法)

第6条 利用者負担額に対する助成金の交付は、補装具業者に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず市長が特別の理由があると認めるときは、申請者に支払うことができる。

3 前条第1項に規定する決定を受けた者は、前項に規定する場合を除き、規則第26条第2項に規定する利用者負担額の支払いをしないものとする。

(決定の取消し)

第7条 第5条第1項の決定に対する取消しの通知は、戸田市身体障害者等の補装具費の支給に係る利用者負担額に対する助成決定取消通知書（第4号様式）により行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に改正前の第4条の規定によりなされた申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年10月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に印刷されている改正前の戸田市身体障害者等の補装具費の支給に係る利用者負担額に対する助成実施要綱第1号様式は、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。